

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 211 「会計上の見積りの開示に関する会計基準について」

今回は、2020年3月31日に、企業会計基準委員会（ASBJ）より企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（以下「本会計基準」という）が公表されているため、本会計基準の概要を解説します。第198号においても、本会計基準の公開草案の概要として開示目的には触れていますが、今一度、確認して頂くとともに、開示する項目の識別および項目の識別における判断についても解説していきます。

（1）開示目的（本会計基準第4項）

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものです。しかし、財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となります。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難です。このため、本会計基準では、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる。）がある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的としています。

（2）開示する項目の識別（本会計基準第5項）

会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別します。識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債であるとされています。また、翌年度の財務諸表に与える影響を検討するにあたっては、影響の金額的大きさ及びその発生可能性を総合的に勘案して判断します。なお、直近

の市場価格により時価評価する資産及び負債の市場価格の変動は、項目を識別する際に考慮しません。

(3)項目の識別における判断（本会計基準第 22 項）

会計上の見積りが翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、経営上の重要な項目です。そのため、会計基準において判断のための規準を詳細に定めなくとも、各企業で行っている会計上の見積りの方法を踏まえて開示する項目を識別できると考えられます。また、すべての状況において有用な情報を開示するように定めることは困難であると考えられることから、本会計基準では、項目の識別について、判断のための詳細な規準は示さないこととしています。